

東海大学機友会会則／改定案

第1章 総則

- 第1条 本会は東海大学機友会(以下「本会」という)と称し、東海大学同窓会(以下「本部同窓会」という)の学科同窓会に属する東海大学工学部動力機械工学科系の学科同窓会である。
2. 本会の本部を東海大学湘南校舎工学部動力機械工学科事務室(以下「本部事務室」という)におく。
- 第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、あわせて工学部動力機械工学科および大学院工学研究科機械工学専攻(以下「学科」という)の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

- 第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業をおこなう。
- (1) 会員相互の親睦、情報交換および研修等の事業。
(2) 学科および在学生の活動、行事の支援。
(3) 会員の管理および会報等の発行。
(4) 機友会賞の授与(学科在校生を卒業時表彰)。
(5) 本会の目的を達成するために必要な事業
2. 本会の運営・活動・広報など会員との情報交換はコンピュータネットワーク(以下「ネット」という)を主な手段として活用する。
- (1) 本会は本部同窓会とリンクした本会のホームページを運用して会員に情報を提供し情報を共有する。
(2) 会員は、本活動をネットで検索し相互情報交換をするなどして、本会に積極的参加をおこなう。
- 第4条 本会は本部同窓会と協力して前条の事業を行うことができる。
- 第5条 事業報告は、総会に報告する。
- 第6条 事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

第3章 会員

- 第7条 本会は次の会員により構成される。
- (1) 名誉会員： 本会に対し特に功績が有り、理事会の推薦により、総会で承認を得た者。
(2) 特別会員： 正会員が在籍中および現在勤務の学科教職員。
(3) 正会員： 東海大学工学部動力機械工学科系を卒業した者、ならびに理事会の推薦により、総会で承認を得た者。
※東海大学工学部動力機械工学科系とは、東海大学工学部機械工学科、機械工学科動力機械専攻、工学部動力機械工学科、第二工学部機械工学科をいう。
(4) 学生会員： 学科在学生。
(5) 院生会員： 大学院の在学生。ただし、学科卒業生は正会員とする。
(6) 賛助会員： 本会の主旨に賛同し、理事会の承認を得た個人および団体。
2. 会員登録内容の変更
会員は、登録時の内容(氏名・現住所・連絡先など)に変更が生じたときはすみやかに本部同窓会事務局(校友課)に連絡する。

第4章 役員および役員会

- 第8条 本会は次の役員をおきその定数は次のとおりとする。
- (1) 会長： 1名
(2) 副会長： 若干名
(3) 評議員： 各卒業年度毎に若干名
(4) 理事： 多数
(5) 事務局長： 1名
(6) 会計局長： 1名
(7) 監事： 若干名
(8) 支部長： 各支部1名
2. 前項の役員の他に名誉会長を1名および顧問若干名を置くことができる。

- 第9条 役員の仕事は次の通りとする。
- (1) 会長： 本会の代表および理事会の議長を兼任し、本会の運営を統括する。
(2) 副会長： 会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長の仕事を代行する。
(3) 評議員： 正会員を代表し、重要事項を審議決定する。
(4) 理事： 本会の日常業務について協議し、実行にあたる。
(5) 事務局長： 本会の事務を行い、各部に対する適切な連絡を行う。
(6) 会計局長： 理事会の方針に基づき、日常の会計業務および会費の管理をおこなう。
(7) 監事： 本会事業の監査および会計監査をおこなう。
(8) 支部長： 支部を代表し支部の運営統括をおこなう。
2. 名誉会長および顧問の仕事は次のとおりとする。
- 名誉会長： 本会の名誉ある会長業務をおこなう。
顧問： 本会の運営に助言をおこなう。

- 第10条 本会の役員は、正会員とする。ただし名誉会長、顧問はこの限りではない。

- 第11条 役員の出選は、次の通りとする。
- (1) 会長： 評議員会もしくは理事会の推薦により、総会の承認による。
(2) 副会長： 会長の任命による。 **理事会への報告を必須とし、議事録にその記録を残す。**
(3) 評議員： 各年度の卒業生より互選する。
(4) 理事： 会長の任命による。 **理事会への報告を必須とし、議事録にその記録を残す。**
(5) 事務局長： 会長の指名により理事会の承認による。
(6) 会計局長： 会長の指名により理事会の承認による。
(7) 監事： 評議員会もしくは理事会の推薦により総会の承認による。
(8) 支部長： 会長の任命による。 **理事会への報告を必須とし、議事録にその記録を残す。**
2. 名誉会長および顧問の委嘱は次のとおりとする。
- 名誉会長： 理事会の推薦により、総会の承認による。
顧問： 理事会の推薦により、会長が委嘱する。

- 第12条 本会は次の役員会をおき、その仕事は次のとおりとする。
- (1) 評議員会
① 会長、副会長および評議員により構成される。
② 会長の招集または、評議員の過半数の要請が有る場合に開催し、本会の重要事項を審議決定する。
③ 評議員会議長は評議員の互選による。
④ 評議員会の決議は、出席評議員(委任状を含む)の過半数による。
⑤ 議長は書記を任命し、次の事項による議事録を作成する。
イ. 評議員会の日時および場所
ロ. 出席者数
ハ. 議案書
ニ. 議案審議の要旨ならびに議案可否の結果
- (2) 理事会
① 会長、副会長および理事により構成される。
② 会長の招集により随時開催し、日常業務を協議実行する。
③ 理事会は各部会および各専門委員会を設置し任務を遂行することができる。
④ 理事会は本会の目的を円滑に遂行するため、細則および規定を別に定めることができる。
⑤ 理事会の決議は出席理事(委任状を含む)の過半数による。
⑥ 議長は書記を任命し、次の事項による議事録を作成する。
イ. 理事会の日時および場所

東海大学機友会会則／改定案

ロ. 出席者数

ハ. 議案書

二. 議案審議の要旨ならびに議案可否の結果

(3) 監査委員会

① 監事によって構成され本会の事業および会計を
監査し、適切な助言をおこなう。

第 13 条 役員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

第 5 章 総 会

第 14 条 総会は評議員会の要請もしくは理事会の要請により会長が招集する。

2. 総会は、正会員により構成される。
3. 総会議長は、出席会員の互選による。

第 15 条 総会の議決事項は次のとおりとする。

- (1) 予算ならびに事業計画
 - (2) 決算ならびに事業報告
 - (3) 監査報告
 - (4) 会長、幹事、名誉会長の承認
 - (5) 会則の改定
 - (6) 会費の改定
 - (7) 本会の解散
 - (8) その他会長が必要とする事項
2. 総会の議決は、正会員出席総数(委任状を含む)の過半数による。

第 16 条 議長は書記を任命し、次の事項による議事録を作成する。

- (1) 総会の日時および場所
- (2) 会員数および出席者数(委任状を含む)
- (3) 議案書
- (4) 議案審議の要旨ならびに議案可否の結果

第 6 章 会 計

第 17 条 本会の運営は会費およびその他の収入をもっておこなう。

第 18 条 正会員は別に定める方法により会費を納入する。

第 19 条 決算および会計監査は事業年度毎に行う。

第 7 章 支 部

第 20 条 本会は、次の支部をおくことができる。

- (1) 地方支部
- (2) 学生支部
- (3) 海外支部

第 21 条 支部の規約は評議員会の承認による。

第 22 条 支部には支部長をおき、本部との連絡をとる。

付 則

1. 会費は次のとおりとする。

- ・ 10 年間の会費 10,000 円
- ・ 5 年間の会費 6,000 円
- ・ 3 年間の会費 4,000 円

2. 会則改定

- ・ 本会則は、1981年11月／第1回総会議決により制定する。
- ・ 1984年／第2回総会議決により一部改正
- ・ 1993年／第5回総会議決により一部改正
- ・ 2010年／第12回総会議決により一部改訂
- ・ 2013年／第13回総会議決により一部改訂